

税の申告の時期です

市民税・県民税は、
市役所市民税課・各地区市民センターへ
所得税・贈与税・消費税は、
マロニエプラザへ

申告書や収支内訳書などの提出書類は自分で作成し、それぞれの申告相談会場へ、直接または送付などにより提出いただく「**自書申告**」をお願いします。

市民税・県民税の申告

■申告相談会場

市民税・県民税の申告相談と受付を市民税課と各地区市民センターで行います。各会場の日程と時間は5ページ左表1の通りです。

■申告が必要な人

平成19年1月1日現在、市内に住んでいた人で、平成18年中に次のような所得のあった人や、所得控除を受けようとする人。

▽営業等、農業、配当、地代、

家賃などの所得のあった人。

▽給与所得者（パート・アルバイト含む）で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人。

▽平成18年中に退職や中途就職などをした人。

▽市民税・県民税において医療費控除、社会保険料控除などの控除を受けようとする人。

※年金収入のみで所得税を源泉徴収されていない場合でも、市民税・県民税において各種控除を受けようとする場合は、申告をしてください。

■申告をしなくてもよい人

申告書の受付・相談期間

市民税・県民税、所得税
2月16日(金)～3月15日(木)

贈与税
2月1日(木)～3月15日(木)

個人の消費税・地方消費税
4月2日(月)まで

▽所得税の確定申告書を提出した人。

▽給与所得のみで勤務先から給与支払報告書が提出される人。

■申告書は必ず提出を

申告がないと、正しく公平な課税ができないだけでなく、所得証明などが急に必要になった場合、発行まで日数を要することとなりますので、必ず申告してください。

■その他

市役所、各地区市民センターとも、申告会場は大変混雑します。市から送付する申告

マロニエプラザ

(元今泉6丁目1-37)

- ・JR宇都宮駅東口から徒歩15分
- ・バスを利用する人
JR宇都宮駅西口9番のりば
越戸経由柳田車庫行
越戸経由松下電器行
宇都宮白楊高校前下車
(徒歩1分)



所得税・贈与税・消費税の申告

■申告相談会場

所得税・贈与税・個人の消費税と地方消費税の申告相談と受付をマロニエプラザ(右図)で行います。日程と時間は5ページ左表2の通りです。

■確定申告が必要な人

次に該当する人で、平成18

市税・所得税などの納付は安全で便利な口座振替を

市税・所得税などを納める時に、口座振替(口座引き落とし)を利用してはいかがでしょうか。うっかり納税を忘れてしまったり、納めるために金融機関に向いたりすることもないので、忙しい人や不在がちの人には大変便利です。

詳しくは、金融機関の窓口や市税については市役所主税課☎(632)2189、所得税については宇都宮税務署☎(621)2151へ。

年中の所得が各種控除(基礎控除や配偶者控除、扶養控除、社会保険料・生命保険料・損害保険料・その他の控除)の合計額より多い人など。ただし、年末調整された給与所得だけの人は必要ありません。

▽事業所得や不動産所得などがある人。

▽給与所得のある人で次のいずれかに該当する人。

- ①給与の収入金額が、2000万円を超える人。
- ②給与の支払いを1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額

次

◎税理士による無料税務相談 各税理士事務所では、2月7日(水)に給与所得者、年金受給者などの申告相談と申告書の作成を無料で行います。最寄りの税理士事務所へ、事前に電話連絡の上、お出掛けください。事前連絡の受付時間は午前9時30分～午後4時(土・日曜日を除く)です。なお、各税理士事務所の電話番号などは税理士会事務局☎(637)1007にお問い合わせください。問主税課☎(632)2184

1 市民税・県民税の申告相談と受付

会場	日程	時間
市民税課 (市役所2階)	2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜を除く	午前9時 ～午後7時
	日曜日の申告相談・受付 2月25日(日)・3月4日(日)	午前9時 ～午後5時
平石地区市民センター	2月16日(金)・19日(月)・20日(火)	午前9時 ～午後3時
清原地区市民センター	2月28日(水)・3月1日(木)・2日(金)	
横川地区市民センター	3月1日(木)・2日(金)	
瑞穂野地区市民センター	2月27日(火)・28日(水)	
城山地区市民センター	2月23日(金)・26日(月)・27日(火)	
国本地区市民センター	2月21日(水)・22日(木)	
富屋地区市民センター	2月26日(月)・27日(火)	
豊郷地区市民センター	2月21日(水)・22日(木)・23日(金)	
篠井地区市民センター	3月1日(木)・2日(金)	
姿川地区市民センター	2月22日(木)・23日(金)・26日(月)	
雀宮地区市民センター	2月16日(金)・19日(月)・20日(火)	

※申告会場は大変混雑します。市から送付する申告書に記載してある会場・日程での申告にご協力ください。

2 所得税、贈与税、消費税の申告相談と受付

会場	日程	時間
マロニエプラザ (元今泉6丁目1-37)	2月1日(木)～3月15日(木) ※土・日曜、祝日を除く	午前9時 ～午後4時
	日曜日の申告相談・受付 2月18日(日)・25日(日)	

※現金納付の窓口業務は行いません。
 ※正午から午後1時は、記載済みの申告書の受付と申告書用紙の配布のみ実施します。
 ※期間中は税務署での相談・受付は行いません(この期間以外は、税務署が会場となります)。

確定申告にはインターネットが便利です

■申告書の作成 ▶ HP <http://www.nta.go.jp>
 国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などを印刷し、そのまま提出できます。このコーナーを利用すれば、申告書用紙の交付を受けるために税務署などに出向かずに、自宅で都合のよい時間に申告書を作ることができます。

■電子申告 ▶ HP <http://www.e-tax.nta.go.jp>
 所得税や消費税などの申告や納税などの手続きを、インターネットで行うことができます。「e-Tax」の利用を希望する人は、「電子申告・納税開始届出書」の提出など、一定の手続きが必要です。

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151

市民税・県民税、所得税の申告に必要なもの

チェック欄

※領収書や証明書などは平成18年中のものです

- 申告書
- 印鑑(認印)、筆記用具、電卓など
- 給与所得および年金所得のある人は、源泉徴収票
- 事業所得(営業等、農業)および不動産所得のある人は、収支内訳書(収入及び必要経費を計算できる書類)
- 国民健康保険税(料)、介護保険料、その他の社会保険料の支払金額が分かる書類
- 国民年金保険料、生命保険料、損害保険料の控除証明書
- 雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの控除を受けようとする人はそれを証明できる書類
- 所得税の還付を受けようとする場合は、上記に加えて
- 還付に関する書類(住宅借入金等特別控除など)
- 還付金を振り込む金融機関の預貯金口座番号が分かるもの

が20万円を超える人。
 ③給与の支払いを2カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人。
 ④同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与所得のほかにも利子や賃貸料などの支払いを受けている人。

確定申告をすれば所得税が戻る人

次に該当する人は、2月15日以前でも所得税の確定申告を受けることができます。
 △給与所得や退職所得のある人で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする人。
 △平成18年中に退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けなかった人。
 △1カ所だけから公的年金の支払いを受けていて、年金に係る源泉徴収では控除を受けることができなかった社会保険料控除、生命保険料控除などを受けようとする人。

介護保険料は社会保険料控除の対象に

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151

平成18年1～12月に納めた保険料は、社会保険料として控除することができます。申告の際には、領収書や公的年金などの源泉徴収票(1月末までに年金支払者から送付)、口座振替済通知書(12月に高齢福祉課から送付済み)などをお持ちください。

おむつ代の医療費控除を受ける人に確認書を交付

☎高齢福祉課 ☎(632)2908

た保険料(特別徴収分)は、本人以外の社会保険料控除とすることはできません。
 平成17年分の確定申告でおむつ代の医療費控除を受けた人が、平成18年分の申告をするときは、主治医の発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、市の発行する「介護保険主治医意見書内容確認書」で控除が受けられます。

▽対象 本市で要介護認定等申請し認定を受けた被保険者で、18年または17年(要介護認定期間が13カ月以上の場合に限る)中に作成された主治医意見書があり、記載内容が「寝たきり状態である」かつ「尿失禁の発生可能性がある」などの要件を満たす人。
 △申請方法 申請者の印鑑・身分証明書を持参の上、直接高齢福祉課へ。本人または同一世帯の家族以外が申請する場合は、委任状が必要です。
 ☎高齢福祉課 ☎(632)2986

◎市民税・県民税の申告についてのお問い合わせは、市役所市民税課 ☎(632)2233へ。

所得税・贈与税・消費税の申告についてのお問い合わせは、宇都宮税務署 ☎(621)2151へ。